

第二次四国中央市総合計画

後期基本計画（案）

四国のまんなか 人がまんなか
～人を結ぶ 心を結ぶ あたか協働都市～

目 次

序論

第1章 第二次総合計画について	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の構成と期間	4
第2章 市の姿、人口の見通しと社会情勢の変化	5
1 市の姿	5
2 今後の人口の見通し	7
3 社会情勢の変化	8

後期基本計画

第1章 後期基本計画について	11
1 計画の構成	13
第2章 分野別計画	14
1 施策の体系	14
2 施策の展開	15
基本方針1 環境資源を宝とするまちづくり	15
基本方針2 活力の創造と再生のまちづくり	25
基本方針3 快適な集いと定住のまちづくり	37
基本方針4 安心とぬくもりのまちづくり	51
基本方針5 人と文化を育むまちづくり	63
基本方針6 市民自治と協働のまちづくり	75
第3章 協働推進重点プロジェクト	87
1 協働推進重点プロジェクトとは	87
2 プロジェクトの内容	87

基本構想

第1章 まちづくりの理念と将来像	91
1 まちづくりの理念	92
2 目指す将来像	93
第2章 施策の大綱	94

序　論

1

計画策定の目的

四国中央市では、四国の中心に位置するまちとしての可能性と市民が主役のまちとしての可能性を「まんなか力」として発揮し、交流により人が集い、地域・産業を支える市民がつながり活力が生まれるまち、また、それぞれの地域が一つの市として一体感でつながり、人々が地域の中で心を通わせ、支え合うまち、そのような活力とやさしさとを兼ね備えたあつたかなまちを、市民・議会・市の協働でつくりあげていくため、平成27（2015）年に第二次四国中央市総合計画を策定しました。

基本構想では、四国中央市のあるべき姿を市民の皆さんと共有するために、将来像として「四国のまんなか 人がまんなか～人を結ぶ 心を結ぶ あつたか協働都市～」を掲げ、計画期間を平成27（2015）年度から平成30（2018）年度とする前期基本計画を策定し、さまざまな取組を行ってきました。

基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、これまでの取組をさらに推し進めるため、平成31（2019）年度からの4年間に取り組む施策の具体的な方向性を示す基本方針として、後期基本計画を策定しました。

本計画で使う用語について

本計画で使う用語は、「四国中央市自治基本条例」の定義に基づいています。

主な用語については、次の通りです。

◆市民

市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。

◆議会

直接選挙による議員によって組織された市の議事機関をいいます。

◆市

市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除きます。)をいいます。

◆協働

市民、議会及び市が互いに尊重し、補完し合いながら、同じ目的のために協力して活動することをいいます。

◆コミュニティ

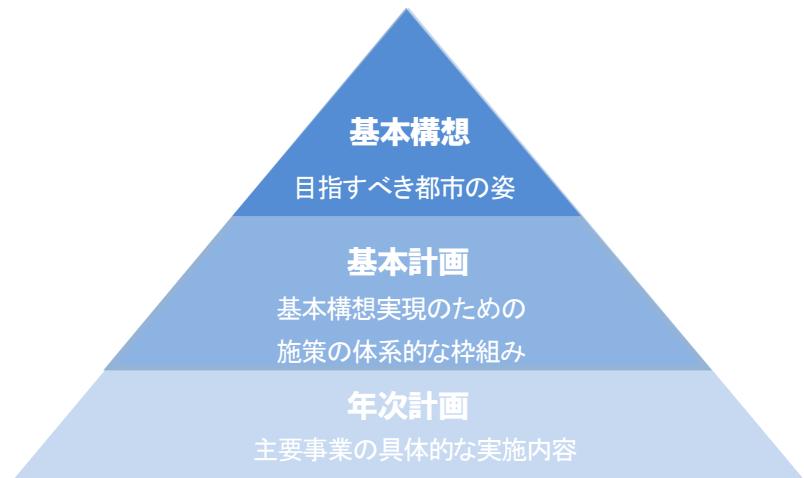
市民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的として形成されたつながり、組織又は集団のことをいいます。（※最も代表的なコミュニティとして、地域コミュニティがあります。）

2

計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画及び年次計画によって構成されます。

＜計画の構成＞



基本構想

本市の将来像（目指すべき都市の姿）及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするもので、期間を平成 27（2015）年度から平成 34（2022）年度までの8年間とします。

基本計画

「基本構想」に掲げる将来像を実現するために取り組むべき主要な施策について、展開の考え方を示すもので、期間を4年間とします。

年次計画

「基本計画」に示された施策を推進するために具体的な実施内容を示すもので、期間を1年とし、必要に応じて見直します。

＜計画の期間＞

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
基本構想								
基本計画								
年次計画								

Basic Concept: H27-H34 (2015-2022)
Basic Plan: H27-H34 (2015-2022)
Annual Plan: H27-H34 (2015-2022)

The diagram shows the relationship between the three planning stages. The Basic Concept is at the top, followed by the Basic Plan, and then the Annual Plan at the bottom. An arrow points from the Basic Plan to the Annual Plan, indicating a sequential flow.

1 市の姿

1) 市の姿

四国の高速道路（Xハイウェイ）の結節点にあり、四国の各県庁所在地まで概ね1時間程度で行ける位置にあり、瀬戸内海と四国山地に挟まれた東西に長い地形で、海・市街地・里山・山地をコンパクトに有した地域となっています。

気候は瀬戸内海特有の温暖な気候ですが、日本三大局地風の一つといわれる「やまじ風」や冬季には山間部で積雪もみられます。

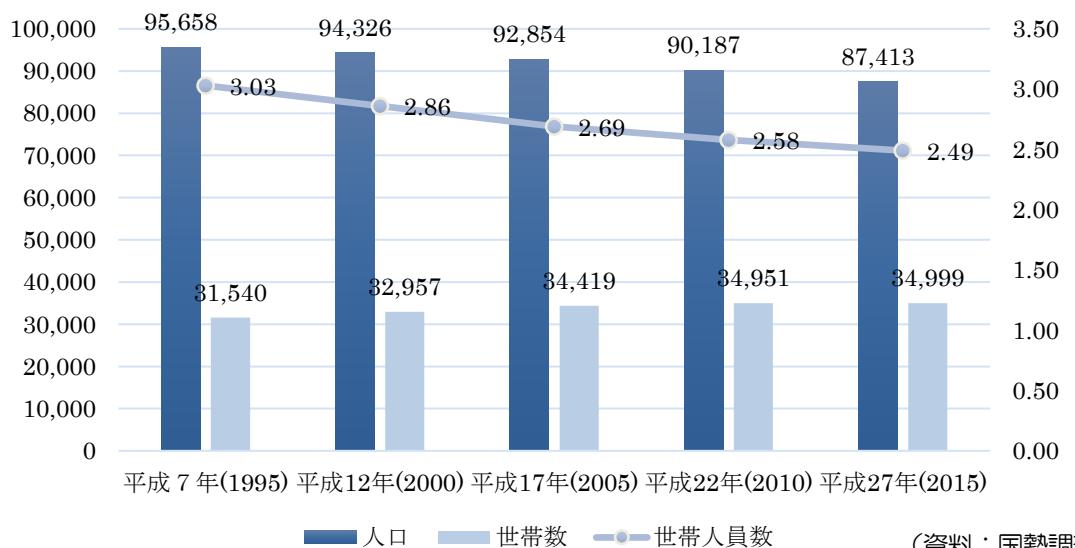
歴史的には“宇摩”と呼ばれた地域であり、旧石器時代からの歴史を有し、特に江戸時代からは街道・海道の結節点として人や物資の往来が有り、文化的蓄積も多くみられます。また、製紙業のルーツも江戸時代にまで遡ります。

産業は紙産業が全国屈指の生産機能を有し、本市の基幹産業としての役割を担っています。



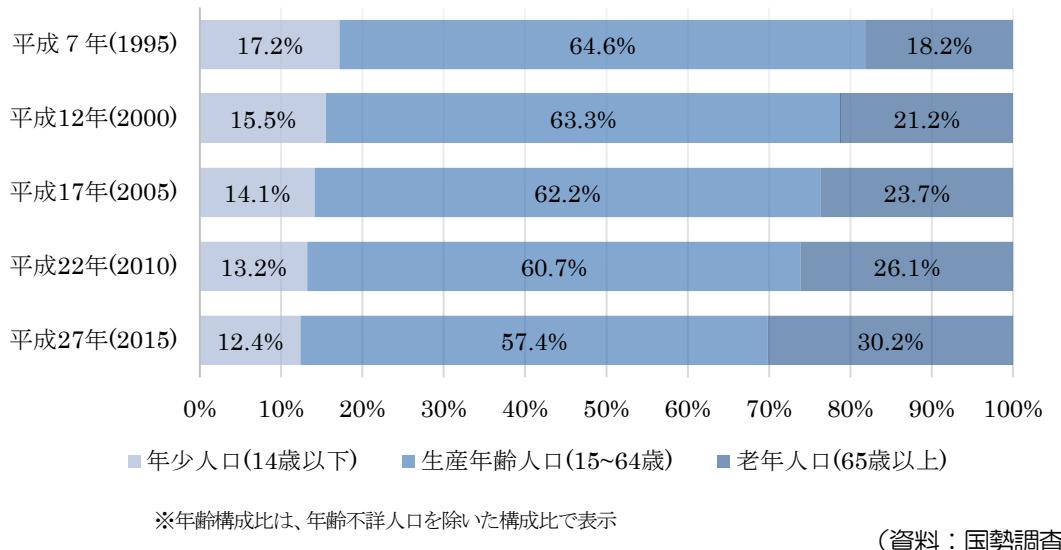
2) 人口と世帯数の推移

平成27（2015）年の四国中央市の人口は87,413人、世帯数は34,999世帯、1世帯あたりの人員数は2.49人となっています。平成22（2010）年と比較すると、5年間で人口は2,774人（約3%）減少、世帯数は48世帯（約0.1%）増加しています。



3) 年齢3区分人口構成の推移

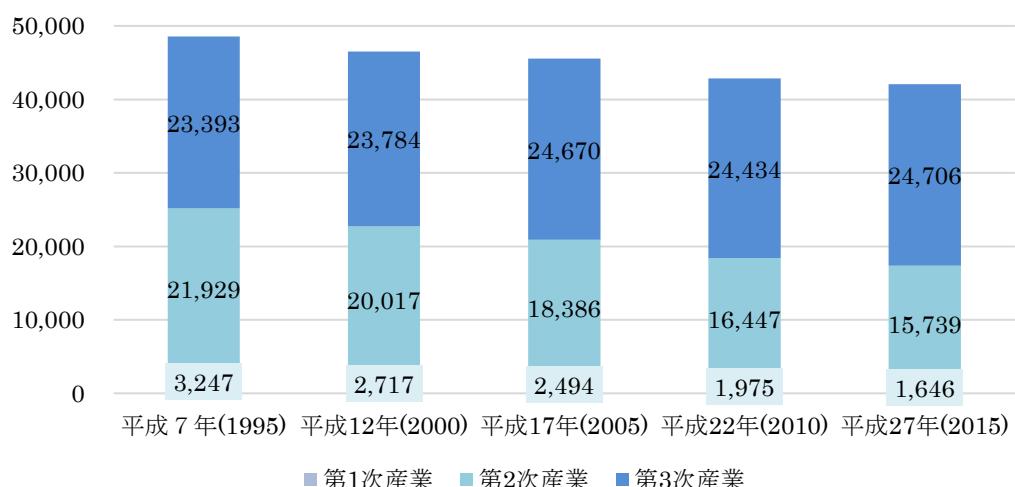
四国中央市の年齢3区分の人口構成は、65歳以上の割合が年々高まる一方、64歳以下の割合が低下しており、平成27（2015）年では概ね10人に1人が子ども、3人が高齢者、6人が15歳～64歳という状況になっています。



(資料：国勢調査)

4) 就業者数の推移

四国中央市の就業者数は減少傾向にあり、平成27（2015）年の就業者数は約42,000人となっています。20年間で比較すると、全体では約13%減少しており、産業別にみると第1次産業が約49%、第2次産業が約28%の減少となる一方で、第3次産業は約6%増加しています。



(資料：国勢調査)

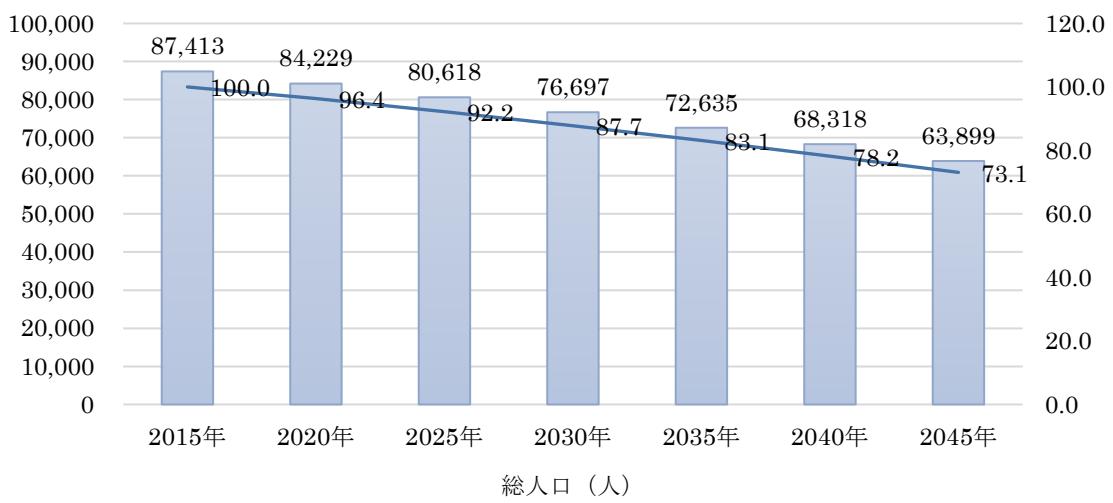
1) 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は、平成 57(2045)年には 63,899 人まで減少すると試算されています。

また、総人口に占める生産年齢人口は、約 37% 減少し 31,499 人、年少人口は、約 41% 減少し 6,363 人とされています。これに対し、老人人口は、平成 37 (2025) 年をピークに減少に転じ 26,037 人とされています。

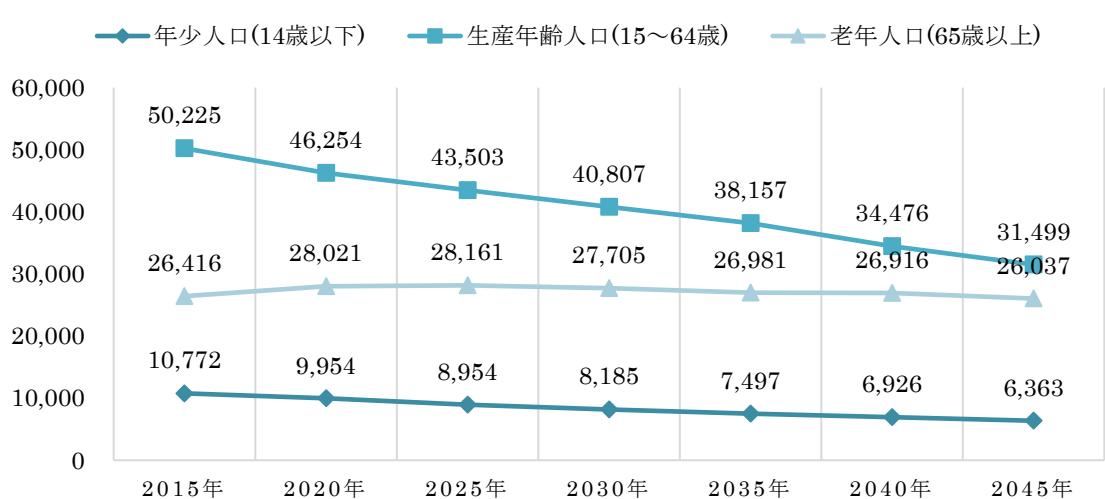
高齢化率は、平成 27 (2015) 年の約 3 割から平成 57 (2045) 年には約 4 割に上昇すると言われています。

●将来人口の見通し



(資料：国立社会保障・人口問題研究所[日本の地域別将来推計人口])

●年齢 3 区分人口の見通し



(資料：国立社会保障・人口問題研究所[日本の地域別将来推計人口])

3

社会情勢の変化

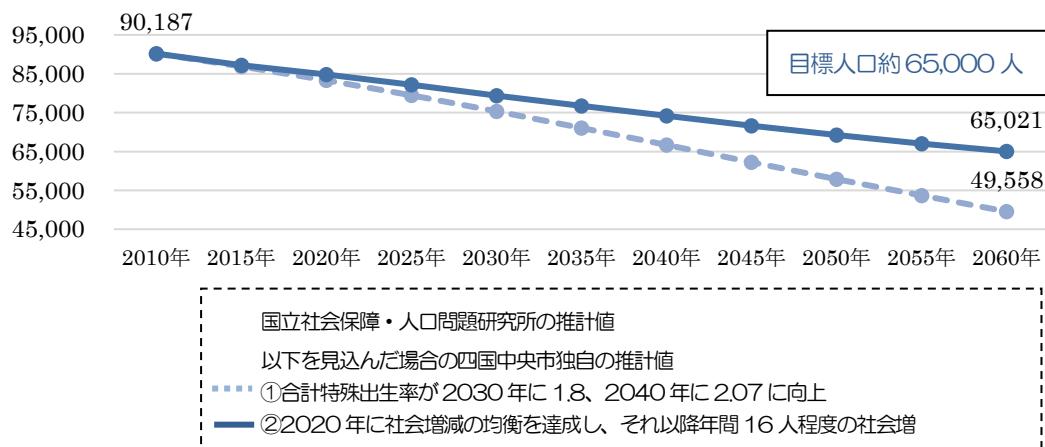
少子高齢化の進行と人口減少社会

わが国の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少に転じ、人口構造が大きく変化しています。2025年には、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、わが国の高齢化率が30%台に達し、うち後期高齢者は20%に達する状況が予測されています。一方で、一人の女性が一生のうちに出産する子どもの数を示す合計特殊出生率の低下は底を打ったものの、人口を維持できる水準を大きく下回っており、長期的に、子どもから高齢者まで全世代で人口が減少し続けることが予測されています。

全国的に進行する少子高齢化とあわせて、地方の人口減少の加速化と東京圏への人口の一極集中が、我が国の大きな課題となっており、国は、地方における雇用の創出や、若者の就労・結婚・子育ての希望の実現などにより、人口減少に歯止めをかけるため、平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を定め、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

これを受け、四国中央市では、平成27（2015）年に「四国中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において人口の将来展望を示し、「四国中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めています。

四国中央市の人口の将来展望



人手不足や女性の活躍、多様な働き方への対応

わが国の経済は、平成24（2012）年11月を底に緩やかな回復基調が続いており、平成25（2013）年度以降は、国内総生産（実質）も、概ねプラス成長となっています。一方で、雇用環境の改善と生産年齢人口の減少が相まって、労働市場における人手不足が大きな課題となっています。

また、女性の就業率は上昇傾向にありますが、非正規雇用労働者の比率や給与の額、管理職割合などの改善を図るため、平成27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を定めました。

さらに、近年、労働者の年齢・性別にかかわらず、長時間労働によるさまざまな問題の発生や、子育て・介護などと仕事を両立する人の増加を背景に、労働時間の削減や多様な働き方へのニーズが急速に高まっています。

省資源・環境循環型社会の進展

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化する中、資源やエネルギーを大切に使い、環境負荷の少ない社会経済を目指す動きが強まっています。わが国では、東日本大震災に伴う原発事故を機に、エネルギー需給のあり方を見直す機運が急速に高まり、太陽光、風波力、バイオ、水力、地熱といった再生可能エネルギーの活用が広がっています。

また、3R（リデュース：廃棄物等の発生抑制、リユース：資源の再使用、リサイクル：資源の再生利用）など環境負荷の少ないライフスタイルや企業行動が一層求められ、公共交通の利用促進や環境負荷の少ない物流体系の構築などとともに、生活の豊かさを保ちながら循環型社会づくりに貢献するような製品やサービス、ライフスタイルの創出をはじめ、生産者、消費者、地域など、さまざまな立場から新たな工夫や提案を出し合うことが求められています。

安心・安全への関心の高まりと地域のつながりの構築

平成23（2011）年の東日本大震災発生以降も、平成28（2016）年4月の熊本地震など、大規模な地震が各地で発生しています。また、平成26（2014）年8月の広島土砂災害や平成29（2017）年7月の九州北部豪雨など、豪雨による大規模な土砂災害も発生していることから、地震のみならず、より広範な自然災害への対策の強化が必要とされています。

また、子どもや高齢者等の社会的弱者を狙う犯罪が深刻な問題として大きく取り上げられるなど、さまざまな分野で暮らしの安全・安心に対する取組の重要性が高まっています。

こうした災害や犯罪に対し、地域の安全・安心な暮らしを守るために、社会基盤の整備とともに、自助・互助・共助・公助の考えに基づき、地域で共に見守り、支え合う社会の構築が求められています。

高度情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。近年では、特にスマートフォンの普及により、インターネットを通じて社会的なつながりを生みだすSNS[※]の利活用が進み、情報伝達のあり方が変化しています。

経済活動においては、労働力人口の減少をはじめ、国内のさまざまな社会的課題の解決方法のひとつとして、情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどのICT、モノをインターネット経由で通信させるIoT[※]の利活用促進に期待が高まっています。

また、地域活動においても、防災や防犯、地域コミュニティの運営、医療・介護・教育など、個人のライフスタイルを支えるさまざまなサービスや助け合いにおいてICTの活用をより有効に進めることが期待されます。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス、人と人との社会的な繋がりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

※IoT：情報通信機器に限らず、すべての「モノ」がインターネットでつながること

自治体への事務や権限の移譲など、地域の自主性・自立性を高めるための改革が進められる中で、今後のまちづくりは、従来の縦割り行政や削減型行政改革といった行政運営を見直し、コストやスピードへの意識とサービス精神や経営感覚を持って地域をマネジメントする「地域経営」の感覚を取り入れることが求められています。

また、地域の課題を解決し、快適で豊かな生活の持続・向上を実現していくためには、市民、企業、行政がそれぞれの力を発揮していく必要があります。自治会、経済団体、ボランティア・NPO団体との連携をはじめ、参加・協働のベースとなる体制、機会のさらなる充実が求められます。

さらに、自立的な地域経営においては、産業の持続的発展が大きな鍵を握ります。地域特性に立脚した産業の差別化、高度化、複合化、雇用機会の確保を進めるためには、行政、経済団体、企業、消費者、教育機関、就労支援機関などが一体となって取り組んでいく必要があります。地域ぐるみで「子どもに継がせたい地域づくり、産業づくり」を進めることが重要です。